

ご遺族のための おくやみハンドブック

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後の生活などに対する不安もある中、相続のほか年金や保険など、さまざまな手続きが生じてくるかと存じます。

川西市では、それらのうち、市役所でお手続きが必要な主なものについてまとめました。ご遺族のみなさまに、お役にたてていただけますと幸いです。

おくやみコーナーのご案内

「おくやみコーナー」では、ご遺族の負担が少なくなるように、亡くなられた後の市役所における手続きを支援いたします。どうぞご利用ください。

おくやみコーナーは完全予約制です。来庁希望日の2開庁日前の17時までに予約してください。

予約方法

①インターネットでの予約

右記QRコードから
ご予約いただけます。



②お電話での予約

(受付時間 平日9時~12時,13時~17時)

☎ 072-740-2031

キャンセルも電話で受け付けています。

予約枠は、**9時、10時、11時、13時、14時、15時、16時**の7枠です。

おくやみコーナーの場所 ※別紙マップあり

川西市役所本庁1階 おくやみコーナー (川西市中央町12番1号)

ご注意

- ・死亡時に川西市に住民登録をされていた方のご遺族が対象です。
- ・川西市以外の自治体で死亡届を出された場合は、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに日数(届出日より約7~10開庁日程度)を要します。また、土・日曜日や連休中に死亡届の提出をおこなった場合も、住民票に死亡届の内容が反映されるまでに数日を要します。未反映の場合は、手続きの案内を行うことができませんのでご了承ください。
- ・内容によっては、コーナーでの手続きが一度で終わらない場合や、担当課での手続きをご案内する場合があります。
- ・おくやみコーナーを予約せず、直接、各担当窓口でお手続きをしていただくことも可能です。

おくやみコーナーをご利用いただく方へのご案内

おくやみコーナーにお持ちいただく主なもの

お越しの際には、以下に該当するものをお持ちいただくようお願いします。
なお、手続きごとに必要なものは、該当ページでご確認ください。

《ご遺族のもの》

- お越しいただく方・葬祭を行った方（喪主）・相続人代表者の本人確認書類
官公庁が発行した顔写真がある証明書1点
 - ①運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など ①がない場合は次のうち2点
 - 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など
- 葬祭を行った方（喪主）の確認ができるもの（葬儀証明書、会葬礼状など）
- 預貯金通帳など振込先口座がわかるもの（相続人代表者、喪主）
- 委任状（相続人代表者以外の手続きの場合） ※
- 故人との関係が確認できる戸籍謄本

《亡くなられた方のもの》

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた場合

- 国民健康保険被保険者証・各種証（高齢受給者証など）、または、
- 後期高齢者医療保険被保険者証・限度額適用標準負担額減額認定証・限度額適用認定証

国民年金に加入していたが、まだ年金を受給していなかった場合

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 請求者のマイナンバーが確認できるもの

その他

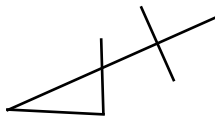
- 各種福祉医療費受給者証（高齢期移行受給者証、こども医療費受給者証など）
- 介護保険被保険者証、各種認定証（負担割合証など）
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- 原動機付自転車（125cc以下）のナンバープレート・標識交付証明書
- 市県民税・固定資産税・軽自動車税の納税通知書

※代理人がおくやみコーナーでの手続きや戸籍・住民票に関する証明書の請求を行う場合は、委任状が必要となりますのでご持参ください。

※相続人代表者が法定相続人でなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書〈公正証書遺言・秘密証書遺言（検認済のもの）・自筆証書遺言（検認済のもの）〉をお持ちください。

おくやみコーナーの場所 市民課⑥番窓口の隣

能勢電鉄側



1階

おくやみコーナー
市民課⑥番窓口の隣



手続き一覧

項目	亡くなられた方について	回答	必要な手続き	担当課	参照ページ
住民異動	世帯主でしたか	はい	世帯主の変更が必要な場合があります。	市民課	6
	印鑑登録証をお持ちでしたか	はい	自動的に廃止になります。印鑑登録証は破棄してください。	市民課	6
	マイナンバーカードをお持ちでしたか	はい	相続等の手続きが必要な場合があるため、一定期間保管してください。	市民課	6
	在留カード及び特別永住者証明書をお持ちでしたか	はい	必要な手続きは、大阪出入国在留管理局神戸支局（☎078-391-6378）にお問い合わせください。	-	-
保険・年金	どのような健康保険に加入しておられましたか	国民健康保険 ※世帯主が死亡された場合、その世帯内に国保加入者がおられるときは、国民健康保険証の変更手続きが必要になります。	国民健康保険証の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。	国民健康保険課	6
		後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険証の返還や葬祭費の支給申請等の手続きが必要です。	医療助成・年金課	6
		社会保険・共済組合等	必要な手続きは、会社や組合の担当者にお問い合わせください。	-	-
	どのような年金に加入しておられましたか	国民年金	国民年金第1号被保険者の方は、資格喪失届等の手続きが必要です。	医療助成・年金課	7
		厚生年金	必要な手続きは、尼崎年金事務所（☎06-6482-4591）にお問い合わせください。	-	-
		共済年金、企業年金	必要な手続きは、各共済組合、または、各企業年金基金等にお問い合わせください。	-	-

項目	亡くなられた方について	回答	必要な手続き	担当課	参照ページ
保険・年金	どのような年金に加入しておられましたか	恩給	必要な手続きは、総務省恩給相談窓口（☎03-5273-1400）にお問い合わせください。	—	—
		農業者年金	必要な手続きは、兵庫県農協の各支店（JA）にお問い合わせください。	—	10
福祉	65歳以上または介護の認定を受けておられましたか	はい	介護保険証の返還等の手続きが必要です。	介護保険課	7
	福祉医療費受給者証をお持ちでしたか <small>（高齢期移行受給者証 高齢重度障がい者医療費受給者証 重度障がい者医療費受給者証 乳幼児等医療費受給者証 こども医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証）</small>	はい	返還等の手続きが必要です。	医療助成・年金課	7
	各種障がい者手帳をお持ちでしたか <small>（身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳）</small>	はい	返還等の手続きが必要です。	(18歳以上の方) 障害福祉課 (18歳未満の方) こども支援課	7
	特別障害者手当・経過的福祉手当・重度心身障害者手当（18歳以上の方）を受けていましたか	はい	手続きが必要です。	障害福祉課	8
	障害児福祉手当・重度心身障害児者介護手当（18歳未満の方）を受けていましたか	はい	手続きが必要です。	こども支援課	8
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けていましたか	はい	手続きが必要です。	こども支援課	8
	緊急通報装置・非常用ペンダントを貸与していましたか	はい	返還等の手続きが必要な場合がありますので、地域福祉課にお問い合わせください。	地域福祉課	8

項目	亡くなられた方について	回答	必要な手続き	担当課	参照ページ
税金	軽自動車等を所有していましたか	はい	名義変更等の手続きが必要です。	市民税課	9
	個人住民税を納めていましたか	はい	相続人代表者の届出等が必要です。	市民税課	9
	固定資産税を納めていましたか	はい	相続人代表者の届出等が必要です。	資産税課	9
土地・建物	登記をしていない建物をお持ちでしたか	はい	名義変更の手続きが必要です。	資産税課	9
	森林をお持ちでしたか	はい	手続きが必要な場合がありますので、産業振興課にお問い合わせください。	産業振興課	10
	農地をお持ちでしたか	はい	相続の届出が必要です。農業委員会事務局にお問い合わせください。	農業委員会事務局	10
その他	水道・下水道の契約者でしたか	はい	名義変更等の手続きが必要です。上下水道お客さまセンター（☎072-740-1262）にお問い合わせください。	上下水道お客さまセンター	9
	市営住宅に入居していましたか	はい	手続きが必要です。川西市営住宅管理センター（☎072-740-1090）にお問い合わせください。	川西市営住宅管理センター	9
	犬を飼っていましたか	はい	手続きが必要な場合がありますので、環境政策課にお問い合わせください。	環境政策課	10

市役所での手続き

※手続きに必要なもの等の参考にしてください。内容によっては、これ以外の手続きが必要になる場合もあります。

□住民異動の手続き

担当課：市民課 ☎740-1165（市役所1階③番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
3人以上世帯の世帯主が亡くなった	世帯主の変更	<input type="checkbox"/> 故人と同一世帯の、手続きに来られる方の本人確認書類
印鑑登録証（水色のカード）を持っていた	自動的に廃止となります。印鑑登録証は返却いただくか、ハサミで切って破棄してください。	
マイナンバーカードを持っていた	相続等の手続きで必要な場合があるため、一定期間保管のうえ、返却していただくか、破棄してください。	

□国民健康保険の手続き

担当課：国民健康保険課 ☎740-1170（市役所1階⑩番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
国民健康保険（75歳未満）に加入していた ※国保に加入していない世帯主が死亡され、その世帯内に国保加入者がいる場合	国民健康保険証の返還	<input type="checkbox"/> 故人の国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の国民健康保険証（故人が世帯主の場合）
	国民健康保険の資格喪失	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人の国民健康保険関係の各種証（高齢受給者証（70歳以上）など）
	葬祭費の支給申請手続き ※喪主のみ手続き可能	<input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主がわかる書類（会葬礼状、葬儀証明書等）
	送付先変更の確認	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類
	国民健康保険税の精算の案内	

□後期高齢者医療保険の手続き

担当課：医療助成・年金課 ☎740-1108（市役所1階⑧番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
後期高齢者医療保険に加入していた （75歳以上の方、または、65歳以上で障害認定を受けた方）	後期高齢者医療保険証の返還	<input type="checkbox"/> 故人の後期高齢者医療保険証 <input type="checkbox"/> 故人の限度額適用・標準負担額減額認定証 ※持っている人のみ
	葬祭費の支給申請手続き	<input type="checkbox"/> 喪主と申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（喪主が申請を委任する場合） <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主がわかる書類（会葬礼状、葬儀証明書等）
	高額療養費の口座変更	<input type="checkbox"/> 振込先口座（相続人のものに限る）がわかるもの <input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる戸籍（故人と申請者が別世帯の場合）
	送付先変更の確認	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類
	後期高齢者医療保険料の精算の案内	

□国民年金の手続き

担当課：医療助成・年金課 ☎740-1171（市役所1階⑨番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
国民年金第1号被保険者（自営業者等）で、まだ年金を受給していない方	国民年金の資格喪失 遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<input type="checkbox"/> 故人の年金証書、年金手帳または振込通知書等 <input type="checkbox"/> 請求者の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが確認できるもの ※ 手続きの内容によっては、その他必要書類が発生する場合がありますので、お問い合わせください。
国民年金を受給している方のうち、遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金を受給している方が亡くなった	未支給年金の請求	

□福祉医療費受給者証の返還の手続き

担当課：医療助成・年金課 ☎740-1108（市役所1階⑧番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
福祉医療費受給者証を持っていた 高齢期移行受給者証 高齢重度障がい者医療費受給者証 重度障がい者医療費受給者証 乳幼児等医療費受給者証 こども医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証	福祉医療費受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 故人の福祉医療費受給者証
高齢重度障害者医療受給者	支給口座の変更	<input type="checkbox"/> 振込口座がわかるもの

□介護保険の手続き

担当課：介護保険課 ☎740-1148（市役所1階⑫番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
・65歳以上の方 ・40～64歳の方で要支援・要介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証などの返還	<input type="checkbox"/> 故人の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 故人の負担割合証、負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ※持っている人のみ
	送付先変更の確認	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類
	介護保険料の精算の案内	

□身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の返還の手続き

担当課：障害福祉課（18歳以上の方） ☎740-1178（市役所1階⑩番）
 こども支援課（18歳未満の方） ☎740-1400（市役所3階⑦番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返還	<input type="checkbox"/> 故人の身体障害者手帳
療育手帳を持っていた	療育手帳の返還	<input type="checkbox"/> 故人の療育手帳
精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返還	<input type="checkbox"/> 故人の精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）受給者証を持っていた	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 故人の自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）受給者証

□特別障害者手当等（18歳以上）の手続き		
担当課：障害福祉課 ☎740-1178（市役所1階⑭番）		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
特別障害者手当を受給していた	未支払手当の振り込み口座変更	□申請者の本人確認書類 □配偶者もしくは扶養義務者の口座情報がわかるもの
経過的福祉手当を受給していた		
重度心身障害者（児）介護手当（18歳以上）を受給していた		
兵庫県心身障害者扶養共済制度に本人又は保護者が加入または受給していた	状況により手続き内容が異なるため、障害福祉課にお問い合わせください。	

□障害児福祉手当等（18歳未満）の手続き		
担当課：こども支援課 ☎740-1400（市役所3階⑦番）		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
障害児福祉手当を受給していた	状況により手続き内容が異なるため、こども支援課にお問い合わせください。	
重度心身障害者（児）介護手当（18歳未満）を受給していた		
兵庫県心身障害者扶養共済制度に本人又は保護者が加入または受給していた		

□児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続き		
担当課：こども支援課（児童手当・児童扶養手当） ☎740-1179（市役所3階⑦番） こども支援課（特別児童扶養手当） ☎740-1400（市役所3階⑦番）		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
受給者・対象児童が亡くなった	未支払手当の請求、認定請求など	状況により手続き内容が異なるため、こども支援課にお問い合わせください。

□タクシー助成券等の返還の手続き		
担当課：障害福祉課 ☎740-1178（市役所1階⑭番） こども支援課（18歳未満の方） ☎740-1400（市役所3階⑦番） 地域福祉課 ☎740-1172（市役所1階⑬番）…外出支援サービス		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
タクシー助成券等を持っていた	タクシー助成券等の返還	□川西市重度障害者等タクシー料金助成利用券 □リフト付き寝台タクシー料金助成利用券 □川西市高齢者外出支援サービス利用券

□緊急通報装置、非常用ペンダントの返還手続き		
担当課：地域福祉課 ☎740-1172（市役所1階⑬番）		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
緊急通報装置、非常用ペンダントを利用して	装置の返還	回収日時調整のため、地域福祉課へお問い合わせください。

□戦没者の遺族への特別弔慰金変更手続き		
担当課：地域福祉課 ☎740-1172（市役所1階⑬番）		
手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
戦没者の遺族への特別弔慰金を受給していた方が亡くなった	国債受領 記名変更 償還金受領	地域福祉課へお問い合わせください。

□軽自動車税の手続き

担当課：市民税課 ☎740-1132（市役所2階②番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
川西市のナンバープレートがついている車両を持っていた ・原動機付自転車（125cc以下） ・原付ミニカー ・特定小型原動機付自転車（電動キックボード） ・小型特殊自動車	名義変更・廃車申告	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 故人の標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合） <input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる書類（戸籍・遺言書など）

※三輪・四輪の軽自動車は、軽自動車検査協会兵庫事務所（☎050-3816-1847）へお問い合わせください。

※二輪車（125cc超）は、兵庫陸運部（☎050-5540-2066）へお問い合わせください。

□市県民税・固定資産税の手続き

担当課：市民税課 ☎740-1132（市役所2階②番） 資産税課 ☎740-1133（市役所2階④番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
市・県民税を納めていた	納税通知書の送付先変更	<input type="checkbox"/> 申請人及び相続人代表者の本人確認書類
固定資産税を納めていた	※相続人代表者指定（変更）届出書	<input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる書類（戸籍・遺言書など）

□市税の支払口座変更等手続き

担当課：市税収納課 ☎740-1134（市役所2階⑤番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）の納税義務者又は口座名義人が亡くなった	口座振替廃止の手続き 市税の納付相談 ※口座振替登録をご希望の方は、状況により案内が異なるため、担当窓口にご相談ください。	<input type="checkbox"/> 故人へ送付された納税通知書 <input type="checkbox"/> 申請人の本人確認書類 ※市税の納付相談時は以下も必要 <input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる書類（戸籍・遺言書など）

□家屋（未登記）の手続き

担当課：資産税課 ☎740-1133（市役所2階④番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
川西市内に登記をしていない建物を所有していた	所有者変更の届出 ※郵送でも手続き可	<input type="checkbox"/> 申請人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新所有者が相続人であることを証明する戸籍等 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（相続人全員分）

□上下水道の手続き

担当課：お客さまセンター ☎740-1262（市役所3階⑩番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
上下水道の契約者だった	使用者等の変更又は使用中止	必要書類は、お客さまセンターにお問い合わせください。

□市営住宅の手続き

担当課：川西市営住宅管理センター ☎740-1090（川西市中央町3番2号 川西北ビル5階）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
川西市営住宅の入居者（契約者）又は同居者が亡くなった	退去又は入居継承	必要書類は、世帯の状況により異なるため、担当窓口にご相談ください。

犬の所有者変更の手続き

担当課：環境政策課 ☎740-1202（市役所3階⑩番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
犬の所有者の方が亡くなった	犬の所有者変更	犬の所有者を川西市内在住の方に変更する場合は環境政策課へ、市外在住の方へ変更する場合はその方がお住いの市区町村へお問い合わせください。

し尿汲み取り変更手続き

担当課：衛生管理課 ☎744-2500（川西市丸山台3丁目43番地）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
し尿汲み取りを利用されていた方が亡くなった	川西市し尿汲み取り（処理）申込書	故人がし尿の汲み取りを利用されていた場合、利用者変更の手続きが必要な場合があります。詳しくは衛生管理課へお問い合わせください。

農地の手続き

担当課：農業委員会事務局 ☎740-1253（市役所2階⑥番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
農地を所有していた方が亡くなった	農地の相続届出	<input type="checkbox"/> 所有権移転後の土地の登記事項証明書

森林の手続き

担当課：産業振興課 ☎740-1164（市役所2階⑦番）

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
森林の土地所有者の方が亡くなった	森林の土地の所有者届出	森林の土地の所有権を移転した場合、届出が必要となる場合があります。詳しくは産業振興課へお問い合わせください。

【その他の手続き（主なもの）】

対象者	主な手続き	概要・必要なもの	受付窓口
特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	返還	特定医療費（指定難病）受給者証	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所地域保健課 （伊丹市千僧1丁目51番地） ☎072-785-7462
不動産をお持ちの方	所有権移転登記（土地・家屋等の相続）	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本 ・亡くなった方の住民票除票または戸籍の除附票等 ・相続人の現行戸籍 ・相続人の住民票または戸籍の附票等 ※事案によっては他の書類（遺産分割協議書等）も必要となります。相続人ご自身が登記申請を行うことを希望される場合には電話で相談予約をお取りください。 ※令和6年4月1日より不動産の相続登記の申請が義務化されます。詳細は右記窓口へお問い合わせください。	神戸地方法務局伊丹支局 （伊丹市昆陽1丁目1番地12） ☎072-779-3451 <自動音声ガイダンス>
二輪車（125cc超）をお持ちの方	名義変更 廃車	右記窓口へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	神戸運輸監理部兵庫陸運部 （神戸市東灘区魚崎浜町34番地2） ☎050-5540-2066
普通自動車をお持ちの方	名義変更 廃車	右記窓口へお問い合わせください。	神戸運輸監理部兵庫陸運部 （神戸市東灘区魚崎浜町34番地2） ☎050-5540-2066
三輪・四輪の軽自動車をお持ちの方	名義変更 廃車	右記窓口へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽自動車検査協会兵庫事務所 （神戸市東灘区御影本町1丁目5番5号） ☎050-3816-1847

委任状に関するご案内

死亡に伴う各種手続きができる方は、原則、ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人（申請者）です。

申請者（ご遺族の代表者や亡くなられた方の相続人）が窓口にお越しいただくことが困難な場合は、申請者の代理人（委任状の持参が必要）による手続きをお受けすることが出来ます。

～委任状を作成される場合は、次の事項にご注意ください。～

※必ず委任者が代理人、委任事項を記入の上、署名（又は記名、押印）し、次の委任状原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

※手続きによっては、規定の書式等があるなどの理由により次の委任状では対応できない場合があります。

川西市長 あて **委任状** 年 月 日 作成

委任者（頼む方）

住所

氏名

（生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日）

日中の連絡先電話番号

— —

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

（生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日）

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

（故人） の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険・後期高齢者医療、葬祭費の支給ならびに高額療養費の支給、その他の申請等の手続きおよび受領の権限
- 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに税に関する各種手続き（軽自動車税に関する手続きを含む）の権限
- 住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する権限
- 住民票の写し等及び戸籍証明書の交付申請及び受領の権限
（本籍地： ）
- その他（ ）